

用途地域	容積率		建蔽率			敷地面積 敷地面積の最低限度	外壁後退	絶対高さ	道路斜線		隣地斜線	北側斜線	日影			
	基本原則(注)	幅12m未満の前面道路に接する敷地	①原則	②防火地域内の耐火建築物等及び準防火地域内の耐火、準耐火建築物等	③特定行政庁が指定した角地				左の②③のいずれにも該当する建築物	容積率ごとの前面道路の反対側の境界線からの水平距離の適用範囲(A)			高さの限度(m)	高さの限度(m)	高さの限度(m) (真北方向の水平距離とは、北側前面道路の反対側境界線または隣地境界線までの距離のこと)	制限を受ける建築物
第一種低層住居専用地域	50・60・80・100・150・200のうち都市計画で定める割合	前面道路幅員×0.4	30・40・50・60のうち都市計画で定める割合	左の①の欄の率に10を加えたもの	左の①の欄の率に20を加えたもの	都市計画において定める場合がある	1.5m または1m 以上	10mまたは12mのうち都市計画で定める高さ	200%以下	前面道路の反対側までの水平距離※×1.25(m)(1.5)	(真北方向の水平距離)×1.25+5(m)	軒の高さが7mを超える建築物または地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	3時間	2時間	
第二種低層住居専用地域									200%超300%以下					※特定行政庁指定区域については()内の値	4時間	2.5時間
田園住居地域	100・150・200・300・400・500のうち都市計画で定める割合	前面道路幅員×0.4(特定行政庁が特に必要と判断して指定した区域内では0.6)	50・60・80のうち都市計画で定める割合	左の①の欄の率に10を加えたもの	左の①の欄の率に20を加えたもの	都市計画において定める場合がある	1.5m または1m 以上	10mまたは12mのうち都市計画で定める高さ	200%超300%以下	前面道路の反対側までの水平距離※×1.25(m)(1.5)	(真北方向の水平距離)×1.25+10(m)	高さ10mを超える建築物	4mまたは6.5m		5時間	3時間
第一種中高層住居専用地域									300%超400%以下					※左の地域のうち特定行政庁指定区域については()内の値	4時間	2.5時間
第二種中高層住居専用地域	100・150・200・300・400・500のうち都市計画で定める割合	前面道路幅員×0.6(特定行政庁が特に必要と判断して指定した区域内では0.4または0.8)	60・80のうち都市計画で定める割合	左の①の欄の率に10を加えたもの	左の①の欄の率に20を加えたもの	都市計画において定める場合がある	1.5m または1m 以上	10mまたは12mのうち都市計画で定める高さ	400%超	前面道路の反対側までの水平距離※×1.25(m)(1.5)	(真北方向の水平距離)×1.25+10(m)	高さ10mを超える建築物	4mまたは6.5m		5時間	3時間
第一種住居地域									400%超					※特定行政庁指定区域については()内の値	4時間	2.5時間
第二種住居地域	200・300・400・500・700・800・900・1000・1100・1200・1300のうち都市計画で定める割合	前面道路幅員×0.6(特定行政庁が特に必要と判断して指定した区域内では0.4または0.8)	80	制限なし	制限なし	都市計画において定める場合がある	1.5m または1m 以上	10mまたは12mのうち都市計画で定める高さ	400%以下	前面道路の反対側までの水平距離※×1.25(m)(1.5)	(真北方向の水平距離)×1.25+10(m)	高さ10mを超える建築物	4mまたは6.5m		5時間	3時間
準住居地域									400%超					※左の地域のうち特定行政庁指定区域については()内の値	5時間	3時間
近隣商業地域	100・150・200・300・400・500のうち都市計画で定める割合	前面道路幅員×0.6(特定行政庁が特に必要と判断して指定した区域内では0.4または0.8)	50・60・80のうち都市計画で定める割合	左の①の欄の率に10を加えたもの	左の①の欄の率に20を加えたもの	都市計画において定める場合がある	1.5m または1m 以上	10mまたは12mのうち都市計画で定める高さ	400%超	前面道路の反対側までの水平距離※×1.25(m)(1.5)	(真北方向の水平距離)×1.25+10(m)	高さ10mを超える建築物	4mまたは6.5m		5時間	3時間
商業地域									400%超					※左の地域のうち特定行政庁指定区域については()内の値	5時間	3時間
準工業地域	100・150・200・300・400のうち都市計画で定める割合	前面道路幅員×0.6(特定行政庁が特に必要と判断して指定した区域内では0.4または0.8)	50・60・80のうち都市計画で定める割合	左の①の欄の率に10を加えたもの	左の①の欄の率に20を加えたもの	都市計画において定める場合がある	1.5m または1m 以上	10mまたは12mのうち都市計画で定める高さ	400%超	前面道路の反対側までの水平距離※×1.25(m)(1.5)	(真北方向の水平距離)×1.25+10(m)	高さ10mを超える建築物	4mまたは6.5m		5時間	3時間
工業地域									400%超					※左の地域のうち特定行政庁指定区域については()内の値	5時間	3時間
工業専用地域	100・150・200・300・400のうち都市計画で定める割合	前面道路幅員×0.6(特定行政庁が特に必要と判断して指定した区域内では0.4または0.8)	30・40・50・60・70のうち都市計画で定める割合	左の①の欄の率に10を加えたもの	左の①の欄の率に20を加えたもの	都市計画において定める場合がある	1.5m または1m 以上	10mまたは12mのうち都市計画で定める高さ	400%超	前面道路の反対側までの水平距離※×1.25(m)(1.5)	(真北方向の水平距離)×1.25+10(m)	高さ10mを超える建築物	4mまたは6.5m		5時間	3時間
用途地域の指定のない区域									400%超					※左の地域のうち特定行政庁指定区域については()内の値	5時間	3時間

注) 本表で特定行政庁等が定める内容については、別紙窓口一覧にて各窓口でご確認ください。